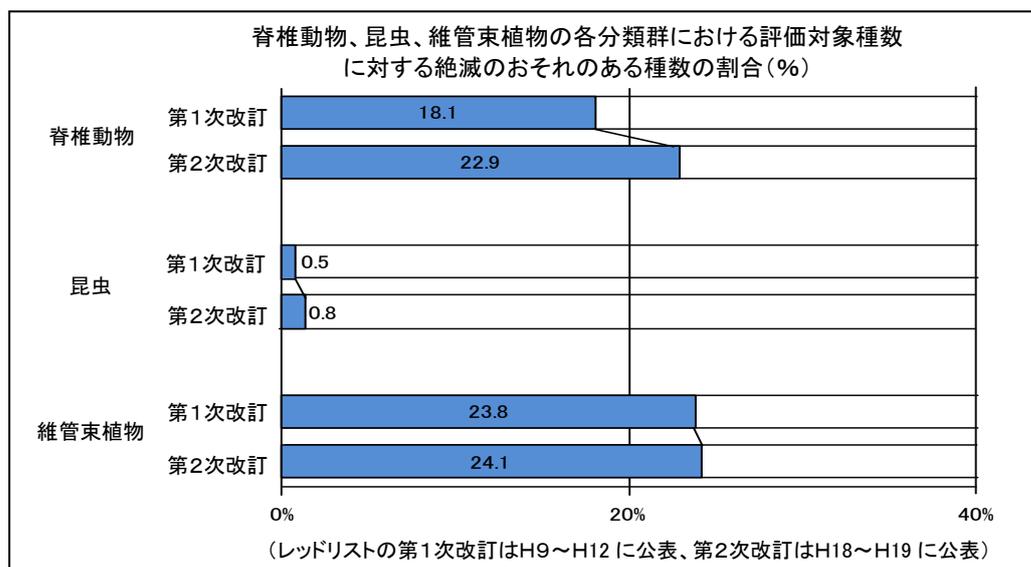


④ 生物多様性の保全のための取組

概況 ○絶滅のおそれがある種数の評価対象種数に対する割合は上昇。



(出所) 中央環境審議会第55回総合政策部会(8月4日)資料より作成

今後の政策に向けた主な提言 () : 第2回点検後フォローアップ)

重点調査事項①: 生物多様性を社会に浸透させる取組

- 事業者による生物多様性に配慮した活動への自主的取組を促すため、「生物多様性民間参画ガイドライン」を幅広い主体に普及広報し活用の促進を働きかけるべき。
- 都道府県や市町村に対して「生物多様性地域戦略策定の手引き」を普及し、各地域における様々な主体による取組事例を紹介することによって、効果的な地域戦略の策定や実践的な取組を促すべき。

重点調査事項②: 地域における人と自然の関係を再構築する取組

- ポスト2010年目標の国際的議論を通じて得られた知見やCOP10の成果等を踏まえ、COP10後に、生物多様性国家戦略2010の見直しに着手すべき。
- 持続可能な資源利用に関する全国の特徴的な取組事例の収集・分析・情報発信のほか、地域の活動に必要な助言や技術的なノウハウの提供により、全国的な里地里山の保全再生を促すべき。

重点調査事項③: 森・里・川・海のつながりを確保する取組

- 全国、広域圏、都道府県、市町村等の様々な空間レベルにおける生態系ネットワークの計画策定や事業実施に向けた条件整備を進めるべき。
- 自然再生の取組の効果的な推進、広域的な取組の強化、自然環境学習や調査研究の推進を図りつつ、生態系ネットワーク等の国土的視点も考慮した自然再生の取組を推進すべき。

重点調査事項④: 地球規模の視野を持って行動する取組

- ポスト2010年目標について、関係者と意見交換を行いながら検討を進め、率先して日本から目標を提案することで、COP10における国際的な議論をリードすべき。
- SATOYAMAイニシアティブを世界に向けて発信し、COP10を契機に多様な主体の支持・参加を得て情報共有などを行う国際的パートナーシップを設立することで、問題の解決に貢献すべき。